

兵庫県塗料製造業最低賃金

適用する使用者	<ul style="list-style-type: none">(1) 塗料製造業(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所(3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。）
適用除外労働者	<ul style="list-style-type: none">(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの(3) 次に掲げる業務に主として従事する者<ul style="list-style-type: none">イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務